



# ブロードバンドユニバーサルサービスの現状及び 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の 一部を改正する法律について


令和 8 年 3 月  
総 務 省  
総合通信基盤局

1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の現状
2. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律について

# ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要

✓ 人口減少に伴う採算性の悪化や離島・山間地等の地理的条件により、光ファイバ基盤の維持が今後課題となることを踏まえ、令和5年6月16日施行の改正電気通信事業法等により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。以下「BBユニバ」という。）制度を創設

### BBユニバの対象 (※1)



- ① FTTH
- ② CATVインターネット（HFC方式）
- ③ ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）

※1 下り名目速度30Mbps以上のものに限る

- HFC（Hybrid Fiber Coaxial）方式は、幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式で、このうち上り名目速度10Mbps以上のもの
- ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）は、固定通信サービス向けに専用の無線回線（例：地域BWAやローカル5G）を用いて提供するもの

### 交付金

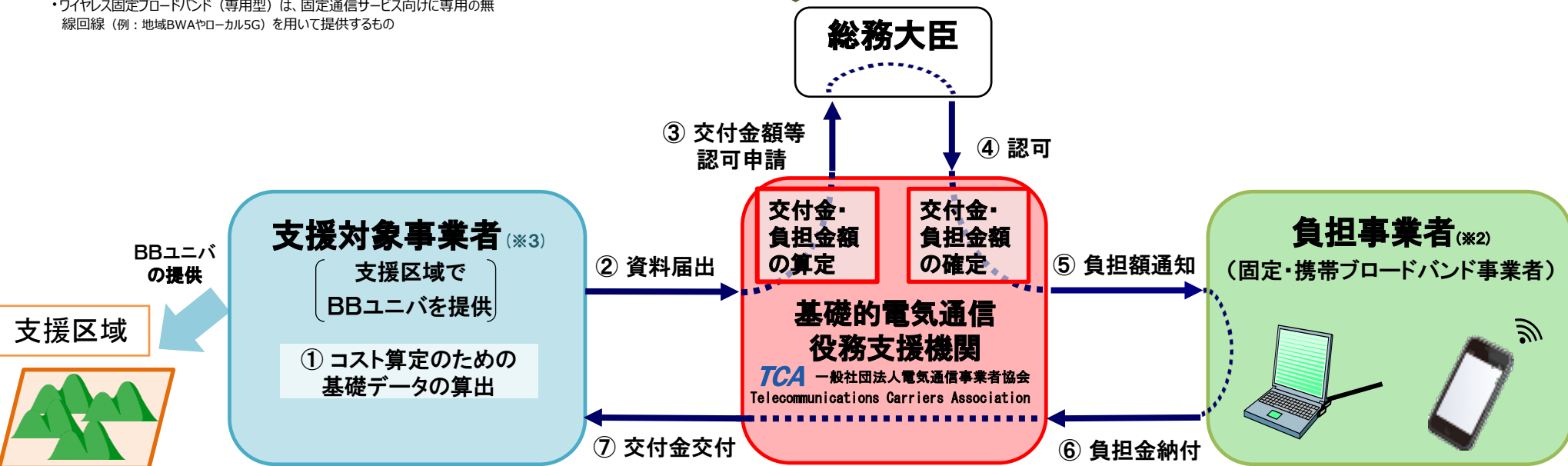
負担事業者(※2)から徴収する負担金を原資とする交付金を支援対象事業者(※3)に対し交付することで、不採算エリア（支援区域）におけるBBユニバの提供に要する維持管理費用の一部を補填

### 事業者規律

BBユニバ提供の電気通信事業者(※4)に一定の規律

- 契約約款の作成、届出義務
- 約款に基づく役務提供義務 等

※4 支援対象事業者又はBBユニバの契約数の合計が30万を超える電気通信事業者



※3 第二種適格電気通信事業者という。一定の世帯カバー率を満たす等した上で申請に基づき総務大臣が指定

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が10億円を超える事業者。各負担事業者から徴収される負担金額は、当該事業者の前年度の電気通信事業における収益額の3%が上限

# BBユニバ制度に関する役務の範囲（イメージ）

・ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」（省令14条の4）を用いて提供されるサービス

## 「高速度データ伝送電気通信役務」（法7条二）

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと（法7条二）

除外

## 第二種負担金の算定に関する役務

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・FTTH</li> <li>・CATV（HFC方式）</li> <li>・ワイヤレス固定ブロードバンド（専用型）<br/>（法7条二及び省令14条の3①）</li> </ul> | <p>「第二号基礎的電気通信役務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ローカル5G</li> <li>・BWA（自営等除く）</li> <li>・公衆無線LAN</li> <li>・衛星アクセス</li> </ul> |
|--|---|
- （注）下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする
- ・CATV（同軸方式）
  - ・ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）
  - ・DSL
  - ・FWA
  - ・携帯電話・PHSアクセスサービス（3.9～4G、5G）

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」（省令40条の7の2一）

### 専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール※向けに提供する電気通信役務（省令40条の7の2二）  
※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう

### 仮想移動電気通信サービス

（省令40条の7の2二）

### アンライセンスLPWA

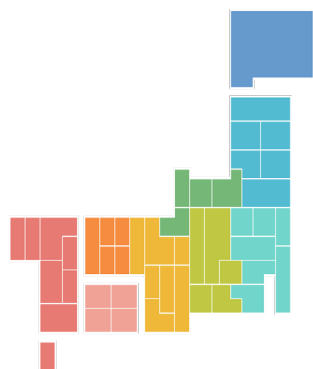
## 音声伝送役務等

- |   |   |  |   |   |   |
|---|---|--|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話（ダイヤルアップ接続を含む）*</li> <li>・総合デジタル通信サービス（ISDN）*</li> </ul> <p>* 音声伝送役務かつナローバンド通信であるサービス</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中継電話</li> <li>・国際電話等</li> <li>・公衆電話等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話</li> <li>・PHS</li> <li>・IP電話</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤレス固定電話</li> <li>・衛星移動通信</li> <li>・FMC</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・付加価値サービス</li> <li>・インターネット関連サービス</li> <li>・ドメイン名電気通信役務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電報</li> <li>・その他</li> </ul> |
|---|---|--|---|---|---|

# BBユニバ制度における「支援区域」の指定 ①

- ✓ 直近の国勢調査に基づく全国約23万町字（例：▽▽一丁目）の中から、毎年、対象事業者から総務省に報告される、町字ごとの「回線規模報告」を踏まえ、①提供状況の厳しさ、②不採算性、③地域特性の3つの要件を基に、総務大臣が「一般支援区域」と「特別支援区域」となる町字を特定
- ✓ これらの「一般支援区域」と「特別支援区域」を、交付金の算定対象となる町字として指定・公表
- ✓ 令和7年度は合計31,932町字（「一般支援区域」が13,634町字、「特別支援区域」が18,298町字）を指定
- ✓ なお、今後毎年、総務大臣は指定替え、指定解除等を行い、公表することになる

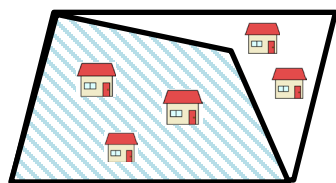
## 一般支援区域 + 特別支援区域の合計：31,932町字



要件①～③全てに該当

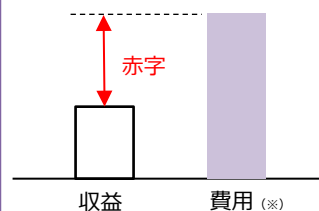
**特別支援区域**  
(13,634町字)

### 要件①：提供状況の厳しさ



{ 世帯カバー率：50%超  
提供期間：(50%超で) 1年超  
を満たす事業者が一者のみ or ゼロ }

### 要件②：不採算性



町字当りの一回線当たりの月額コストが、3,869円（収益）を上回る  
※ 費用は算定モデルを使って推計

### 要件③：地域特性

(次のA～Cのいずれかに該当)

#### A：大幅な赤字地域

(赤字額が11,790円/月を上回る)  
(例：BBの提供に海底ケーブルが必要)

#### B：公設地域

(町字に自治体所有の公設設備あり)

(例：電気通信事業者がIRU契約により自治体所有の設備を利用してBBを提供)

#### C：未整備地域

(世帯カバー率が50%以下)

(例：不採算エリアに数世帯が存在)

**一般支援区域**  
(18,298町字)

全国 約23万町字  
※国勢調査に基づく町字

要件①及び②に該当

注：要件①又は②に該当しない町字は支援区域とはならない

# (参考) B Bユニバ制度における「支援区域」の指定 ② (中国地域の一部を抜粋)

## 鳥取県

### 一般支援区域

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
312030920	倉吉市	尾原	
312030951	倉吉市	大谷	
312031120	倉吉市	尾田	
312031130	倉吉市	志津	
312031170	倉吉市	杉野	
312031180	倉吉市	悴谷	
312031190	倉吉市	中野	
312031200	倉吉市	長谷	
312031210	倉吉市	森	
312031220	倉吉市	大河内	
312031270	倉吉市	下福田	
312031280	倉吉市	上福田	
312031290	倉吉市	福積	
312031300	倉吉市	今在家	
312031310	倉吉市	服部	
312031320	倉吉市	岡	
312031330	倉吉市	大立	
312031340	倉吉市	桜	
312031350	倉吉市	河来見	
312031360	倉吉市	上大立	
312031370	倉吉市	立見	
312031380	倉吉市	棕波	
312031390	倉吉市	般若	
312031630	倉吉市	耳	

## 島根県

### 特別支援区域

令和8年1月時点

KEYCODE	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
322011210	松江市	意宇町	
322011490	松江市	宍道湖北側	
322011500	松江市	中海西側	
322011880	松江市	中海美保関町側	
322011990	松江市	宍道湖玉湯町側	
322012050	松江市	宍道町昭和と新田	
322012090	松江市	宍道湖宍道町側	
322012180	松江市	中海	
322012280	松江市		
322020570	浜田市	井野町	
322020710	浜田市	金城町久佐	
322020720	浜田市	金城町今福	
322020730	浜田市	金城町追原	
322020740	浜田市	金城町入野	
322020750	浜田市	金城町宇津井	
322020760	浜田市	金城町上来原	
322020790	浜田市	金城町波佐	
322020800	浜田市	金城町長田	
322020810	浜田市	金城町小国	
32202082001	浜田市	旭町坂本	日南
32202082002	浜田市	旭町坂本	上ノ谷
32202082003	浜田市	旭町坂本	四ノ戸
32202082004	浜田市	旭町坂本	八ツ木
32202083001	浜田市	旭町今市	小谷城

# 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域①

- ✓ **令和7年1月**、NTT東日本、NTT西日本及びZTVの**3社**が**第二種適格電気通信事業者の指定を申請**※
- ✓ **同年1月29日**に開催された第152回情報通信行政・郵政行政審議会に**諮問**し、同年1月30日から2月28日までの間**意見募集**を経て、**同年3月26日**に開催された第154回において同審議会から**諮問のとおり指定することが適当である旨の答申**。これを踏まえ、**同年3月31日付**で**3社**を**第二種適格電気通信事業者**として**指定**

※ 法第110条の3の規定に基づく第二種適格電気通信事業者の指定の申請は、総務省において、随時、受け付けている。

- ✓ 併せて、3社の業務区域に含まれる支援区域のうち、それぞれ、**一般支援区域**については**世帯カバー率50%**を、**特別支援区域**については**世帯カバー率10%を超える区域**を、**担当支援区域**※として**指定**

NTT東日本の担当支援区域数：**約11,300町字**  
(一般支援区域：約6,100町字 特別支援区域：約5,200町字)

NTT西日本の担当支援区域数：**約5,400町字**  
(一般支援区域：約3,400町字 特別支援区域：約2,000町字)

ZTVの担当支援区域数：**約350町字**  
(一般支援区域：約300町字 特別支援区域：約50町字)

※ 担当支援区域である**一般支援区域**に係る交付金は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの収支が**赤字**の事業者**のみ**が交付を受けられる。

担当支援区域である**特別支援区域**に係る交付金は、ブロードバンドのユニバーサルサービスの収支が**黒字**の事業者**であっても**交付を受けられる。

うち中国地方  
・NTT西日本：1,294町字  
(一般：333、特別：961)

(参考) 全国の支援区域数の合計：**31,932町字** (東日本地域の支援区域数：**14,804町字**、西日本地域の支援区域数：**17,128町字**)

東日本地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

西日本地域：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

# (参考) 第二種適格電気通信事業者の担当支援区域 ② (中国地域の一部抜粋)

**NTT西日本の担当支援区域 (一般)**

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
331011820	岡山県	岡山市北区	日応寺	
331011830	岡山県	岡山市北区	三和	
331011840	岡山県	岡山市北区	富吉	
331011950	岡山県	岡山市北区	横尾	
331011960	岡山県	岡山市北区	長野	
331030640	岡山県	岡山市東区	千手	
331030650	岡山県	岡山市東区	西大寺一宮	
332031450	岡山県	津山市	種	
332032470	岡山県	津山市	堂尾	
332080600	岡山県	総社市	清音黒田	
332110510	岡山県	備前市	閑谷	
332110730	岡山県	備前市	八木山	
33211084002	岡山県	備前市	吉永町今崎	
33211086002	岡山県	備前市	吉永町高田	
332110870	岡山県	備前市	吉永町和意谷	
33211088001	岡山県	備前市	吉永町加賀美	
33211088002	岡山県	備前市	吉永町加賀美	
332110890	岡山県	備前市	吉永町多麻	
332110900	岡山県	備前市	吉永町都留岐	
332110910	岡山県	備前市	吉永町笹目	
332120370	岡山県	瀬戸内市	邑久町東谷	
33212052052	岡山県	瀬戸内市	邑久町上山田	石堂, 出
33212069069	岡山県	瀬戸内市	邑久町尻海	敷井
33212069070	岡山県	瀬戸内市	邑久町尻海	錦海, 大東
33212069076	岡山県	瀬戸内市	邑久町尻海	大土井
33212077078	岡山県	瀬戸内市	邑久町庄田	渡内, 高助

**NTT西日本の担当支援区域 (特別)**

KEYCODE	都道府県名	市区町村名	大字・町名	字・丁目名
341028440	広島県	広島市東区	福田町	
341058830	広島県	広島市安佐南区	長束町	
341058870	広島県	広島市安佐南区	山本町	
341058990	広島県	広島市安佐南区	伴東町	
34107853007	広島県	広島市安芸区	畑賀町	
341078570	広島県	広島市安芸区	中野東町	
342020790	広島県	呉市	大字警固屋町	
342021350	広島県	呉市	大字阿賀町	
342021640	広島県	呉市	広町	
34202187015	広島県	呉市	川尻町	大原
34202187020	広島県	呉市	川尻町	後懸
34202187022	広島県	呉市	川尻町	岩戸
34202187024	広島県	呉市	川尻町	才野谷
34202191000	広島県	呉市	音戸町大字音戸	
34202216008	広島県	呉市	安浦町大字三津口	
34202224001	広島県	呉市	安浦町大字中畑	
342022320	広島県	呉市	豊浜町大字斎島	
34202236002	広島県	呉市	豊町久比	
342050480	広島県	尾道市	百島町	
342050700	広島県	尾道市	御調町釜窪	
342071200	広島県	福山市	走島町	
342071241	広島県	福山市	山野町矢川	
34209005002	広島県	三次市	粟屋町	
34209005005	広島県	三次市	粟屋町	
34209005007	広島県	三次市	粟屋町	
34209005018	広島県	三次市	粟屋町	

# 令和 8 年度交付金・負担金の概要と今後の想定スケジュール

- ✓ 令和 8 年度の第二種交付金・負担金の額 及び 交付・徴収スケジュールについては、令和 7 年 12 月 9 日の情郵審答申を踏まえ、同日、次のとおり認可済み。

## 令和 8 年度 第二種交付金の額

148,582,129 円

(NTT東日本：143,487,142円 NTT西日本：5,094,987円 ZTV：0円)

## 令和 8 年度 第二種負担金の額

認可申請に係る申請単価（2円/回線）× 令和 8 年 3 月末における算定対象回線数  
 （約450,000,000円程度を想定）

## 令和 8 年度 交付方法・徴収方法 スケジュール

令和7年度							令和8年度	
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
● 第二種適格事業者 から 交付金原価等の届出		● 第二種交付金 第二種負担金 認可申請・諮問	←意見募集→ ● 第二種交付金 第二種負担金 答申・認可				● 令和 8 年 3 月末 (令和 7 年度末) 回線数	● 報告 → ● (年度に 1 回限り) 第二種負担金の徴収 第二種交付金の交付

- ✓ ブロードバンドのユニバーサルサービス制度を創設した令和4年電気通信事業法改正法の附則には、施行（令和5年6月16日）後3年が経過した場合（令和8年6月16日）における施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる、いわゆる「3年後検討」の規定が存在するため、制度の運用と並行して、施行の状況についての検討が必要。
- ✓ この一環として、まずは、第二種適格電気通信事業者の指定を受けた3者（NTT東日本、NTT西日本及びZTV）から、初の原価算定を終えての経験に基づく本制度に対する要望・提案を聞き取り（次頁参照）、これを踏まえ検討・検証を行い（次頁参照）、取りまとめた今後の検討の方向性（案）は以下のとおり。

## 検討の方向性（案）

- 第二種適格電気通信事業者から聞き取った要望・提案は、今後の検討に向け示唆に富むものであり、総務省において、今後、第二種負担金の納付義務を負う者などからの要望・提案も聞き取り、すべてを俎上に載せて「3年後検討」を行うことが適当。
- その上で、第二種交付金の額に直接の影響がない、または、第二種交付金の原価算定の対象範囲に直接の影響がない次の4点については、必ずしも今後の「3年後検討」を待つ必要はなく、速やかに、次に掲げるとおり検討を進めることが適当。

**NTT東西 要望・提案④**：特別支援区域指定の際に、大幅赤字、未整備、公設の理由も開示すべき。

- 第二種適格電気通信事業者が指定を受けるうえで有用な情報となることから実現する方向で速やかに検討を進めること。

**ZTV 要望・提案①**：住所情報と、国勢調査の町字KEYCODEとを紐付けたツール等を準備すべき。

- 第二種適格電気通信事業者にとっても有用であり、第二種適格電気通信事業者として指定を受けるインセンティブにもなり得ることから、総務省において実現する方向で、速やかに検討を進めること。

**ZTV 要望・提案②**：適格事業者による基礎的電気通信役務収支表の提出に当たり、自社の会計年度に応じた提出も許容すべき。

- 第二種適格電気通信事業者の裾野を広げる観点からも有効であるため、まずは現行の電気通信事業法の規定の範囲内において、他の法令における「年度」「事業年度」といった用語の解釈との整合性にも留意しながら、実現する方向で速やかに検討を進めること。

**NTT東西及びZTV 要望・提案③-1**：原価計算時に基礎とした支援区域と次年度の交付金の交付時に基礎とする支援区域は整合的であるべき。

- 第二種適格電気通信事業者における経営の予見可能性の確保の観点から、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮し、同じタイミングで支援区域の指定・解除をした区域については、同じタイミングで第二種交付金の交付が開始・停止されるよう、双方のタイミングを合わせる工夫をすべく検討を進めること。

## (1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討

### ① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

法施行日時点において整備された公設設備を法施行日以降に譲受する場合と同様に、法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

### ② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

### ③ 第二種交付金の交付の継続について

第二種適格電気通信事業者として担当支援区域において新規整備・民設移行を行った結果、第二種交付金の交付対象となった地域については、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか

### ④ より迅速な第二種交付金の交付について

現状は、サービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間を必要とするが、例えばサービス提供開始を予定している段階でも原価の算定を可能とするなど、より早期に交付金の交付を開始することができる仕組みを検討すべきか

## (2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

### ① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備をした区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

### ② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

海底ケーブルが必須となる離島等の区域をすべて特別支援区域として指定することとし、これらの区域で第二号基礎的電気通信役務を提供することにより生ずる赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

## (3) その他

1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の現状
2. 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律について

基礎的電気通信役務について他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定するほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずる。

## 1. ユニバーサルサービスの確保

- NTTの電話のあまねく提供責務を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務※を設ける。

※責務の担い手は、指定事業者（申請により指定を受けて交付金を受ける者）がいる地域では指定事業者、指定事業者がいない地域ではNTT東西

（あまねく提供責務：他事業者の提供地域を含め、全国あまねく提供する責務  
最終保障提供責務：誰も提供していない地域でのみ、提供する責務）

## 2. NTT東西の業務範囲規律の見直し

- NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定）は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和する。

## 3. 通信インフラの維持・確保

- NTT東西の線路敷設基盤（電柱・管路等）の譲渡等を認可対象とする。
- インフラシェアリング事業者※について、適正・公平な利用等を担保した上で、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する。

※基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者

## 4. 電気通信番号制度の見直し

- 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加する。

電気通信事業法

電気通信事業法

## 電話のユニバーサルサービス (第一号基礎的電気通信役務)

## ブロードバンドのユニバーサルサービス (第二号基礎的電気通信役務)

固定電話  公衆電話  緊急通報 


(ワイヤレス固定電話 及び モバイル網固定電話 含む)

(110,118,119)

 ※携帯電話等は、ユニバーサルサービスではない。

### ブロードバンドサービス

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)<sup>※1</sup>、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)<sup>※2</sup>)



※1 固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。  
 ※2 携帯電話サービス向けの無線回線を用いて提供するもの。

- 契約約款の届出義務<sup>※</sup>  
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
  - 役務提供義務
  - 技術基準適合維持義務
- ※ 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可

- 契約約款の届出義務<sup>※1, ※2</sup>  
(地方における都市部より高い料金設定の原則禁止)
  - 役務提供義務
  - 技術基準適合維持義務
- ※1 契約数が30万を超える事業者  
 ※2 特段の合意がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可



**第一種適格電気通信事業者** (担当支援区域)  
**NTT東西** (担当支援区域以外の場合)

**第二種適格電気通信事業者** (担当支援区域)  
**NTT東西** (担当支援区域以外の場合)

**63.7億円** (令和6年度認可)

令和8年度までに交付金の運用を開始

携帯電話事業者  固定電話事業者  IP電話事業者 

固定ブロードバンドサービス事業者  モバイルブロードバンドサービス事業者 

- 担当支援区域：**第一種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

- 担当支援区域：**第二種適格電気通信事業者**
- 担当支援区域以外の区域：**NTT東西**

該当するサービス

ユニバ提供事業者に対する業務規律

支援対象事業者

交付金(現行制度)

負担事業者(現行制度)

最終保障提供責務

(電気通信事業法第25条の2、第25条の3等)

- 電話やブロードバンドの全国あまねく提供を効率的に確保するため、**NTTのみに課せられている電話のあまねく提供責務は見直し、電話・ブロードバンドともに、複数の事業者が連携してカバーして、他事業者がいない地域のみ提供の責務を負う「最終保障提供責務」を創設。**

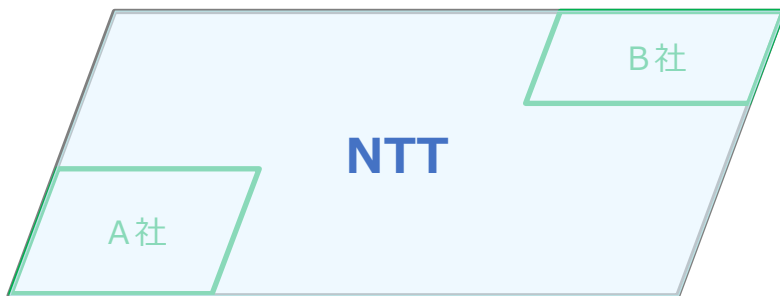
## 見直し前

## 見直し後

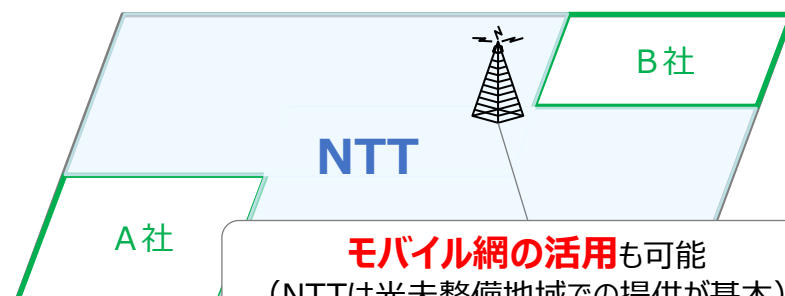
電話



NTTのみが、  
他事業者がいる地域でも提供の責務を負う  
**「あまねく提供責務」**



**複数の事業者が連携してカバーし、**  
NTTが**他事業者がいない地域のみ提供の義務**を負う  
**「最終保障提供責務」**



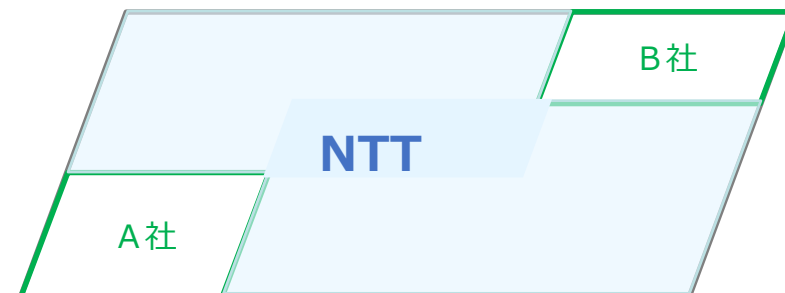
ブロード  
バンド

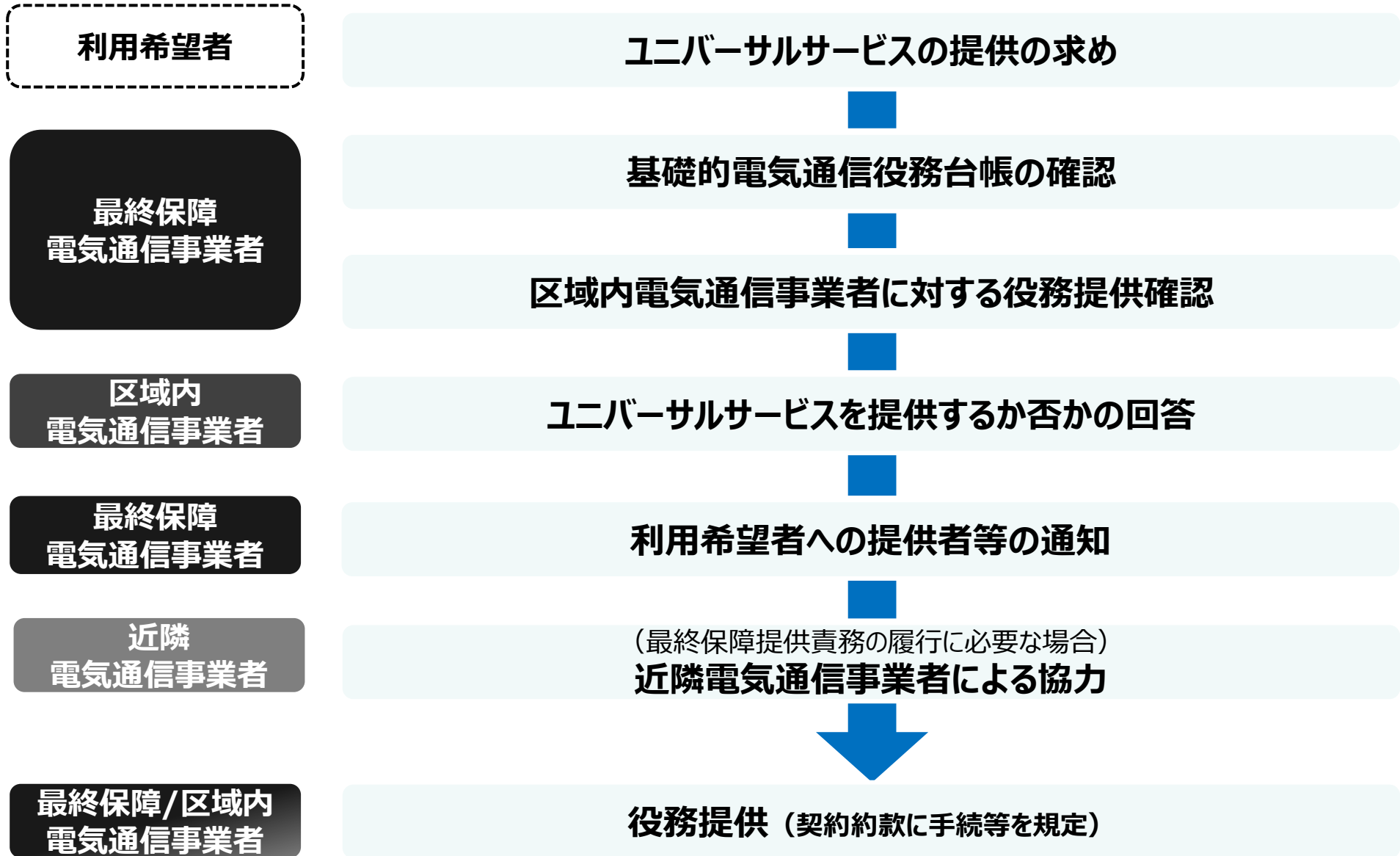


NTTを含め、  
提供責務を負う事業者はいない



**複数の事業者が連携してカバーし、**  
NTTが**他事業者がいない地域のみ提供の義務**を負う  
**「最終保障提供責務」**





# 基礎的電気通信役務台帳の作成

(電気通信事業法第18条の2)

- 最終保障電気通信事業者が、ユニバーサルサービスの提供の求めがあった場所（提供場所）を含む**区域に他事業者が存在するか否かを把握**できるようにするため、総務大臣が**基礎的電気通信役務台帳を作成**。
- **基礎的電気通信役務台帳は、基礎的電気通信役務の区分ごと及び地域単位区域ごとに作成し、インターネット等で公表**。
- そのため、**ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者**に対し、基礎的電気通信役務に係る**業務区域に含まれる地域単位区域（市区町村単位とする方向）**を変更登録・届出手続として**本年春から夏頃にかけて提出**するよう義務付け。

## 基礎的電気通信役務台帳のイメージ

※ 原則として、自ら設置する電気通信回線設備を用いてユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者を記載

区分：**ブロードバンド**（FTTH・CATV・ワイ固BB（専用型））

区域：A町

**市区町村単位**とする方向

【ブロードバンドを提供する電気通信事業者】

事業者名	住所	連絡先	備考
A株式会社	〇〇県〇〇市〇〇	…	…
B株式会社	△△県△△市△△	…	…
C株式会社	□□県□□市□□	…	□年□月□日 業務の廃止を予定

【最終保障電気通信事業者】

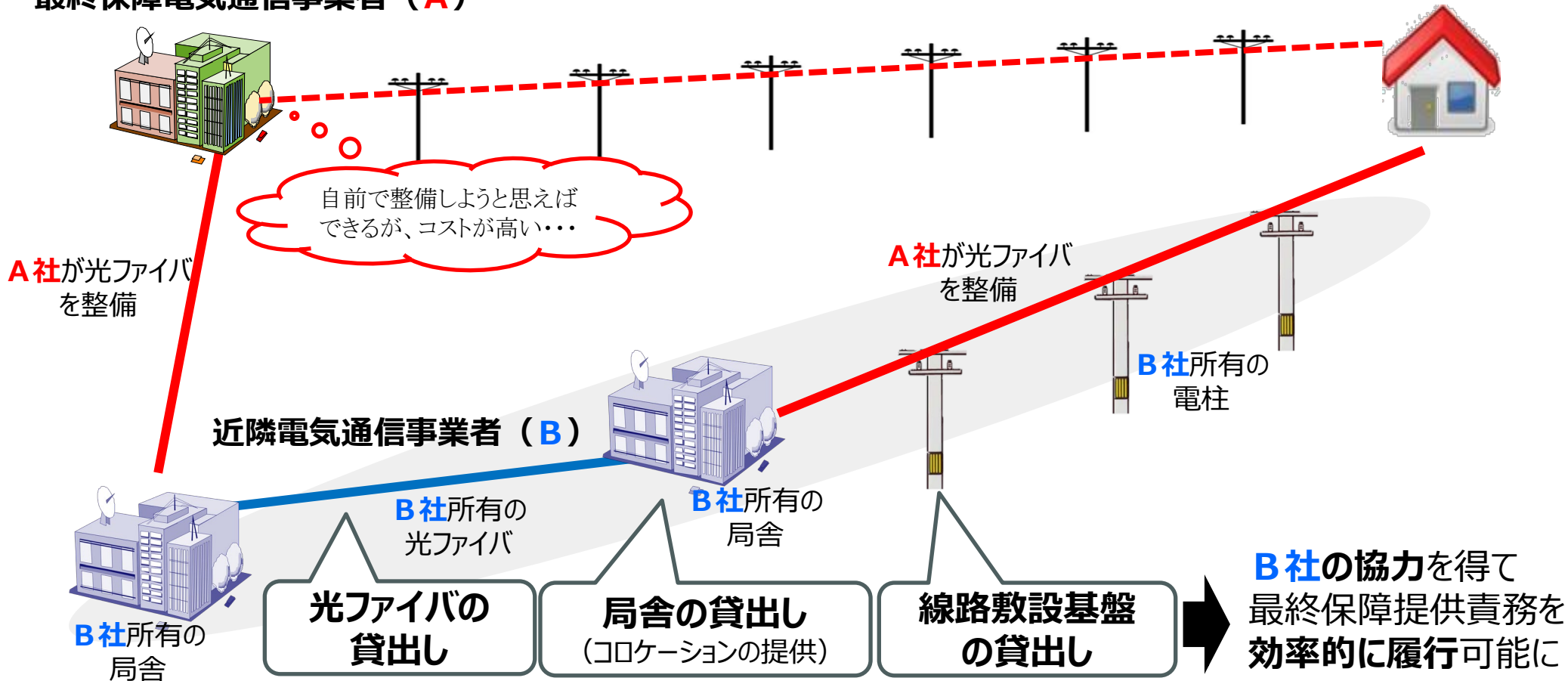
A株式会社（連絡先：…）

(電気通信事業法第25条の4、第25条の5)

- 近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から、最終保障提供責務に基づくユニバーサルサービスの円滑な提供のため、**局舎の貸出し等の必要な協力**に関する協定等の締結に関する**協議の申し入れ**があったときは、**正当な理由**がある場合を除き、その**協議に応じなければならない**。
- 「**必要な協力**」として想定される典型例や「**正当な理由**」の具体的内容について**ガイドラインの整備**を検討。

最終保障電気通信事業者 (A)

提供場所



- 本年5月に公布された**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（令和7年法律第46号）に盛り込まれた**最終保障提供責務の導入**や、これに伴う**ユニバーサルサービス交付金制度の見直し**、**新たな利用者保護規律の導入**等に向け、本年7月から必要な事項について検討を加え、「速やかに対応が必要なもの」を中心に結果をとりまとめ。

## 1. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

- **ワイヤレス固定電話**の提供地域について「**原則として光未整備エリア**、個別具体的な事情により**例外的に光整備エリア**でも提供」に見直し

（継続検討）

- モバイル網固定電話のユニバーサルサービスとしての技術基準について引き続き検討し、その結果も踏まえ制度化
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、令和10年度を念頭に、光ファイバの未整備世帯でのユニバーサルサービス化を検討

## 2. 最終保障提供責務の履行の在り方

- **基礎的電気通信役務台帳**は、固定電話・ブロードバンドとも、**市区町村単位**で作成

（継続検討）

- 役務提供の拒否事由（「正当な理由」「特にやむを得ない理由」等）について、今後、具体的な考え方をガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の協力義務の内容等について、今後、ガイドライン等で明確化
- 近隣電気通信事業者の「必要な協力」の対価として支払うべき料金の額は、交付金の算定対象に含める方向で詳細を検討

# ユニバーサルサービスの確保

複数の電気通信事業者により、  
誰一人取り残されない「通信インフラ環境」を実現

## 3. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

- ユニバーサルサービスの**業務区域の減少等**については、原則として、その**1年前までに周知**を、**周知の30日前までに届出**をそれぞれ義務付け
- **地方における都市部よりも高い料金設定**は、特別の事情のない限り**禁止**することをガイドラインで明確化

## 4. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

- 最終保障提供責務の履行に伴う赤字は、**必要十分かつ合理的な額を交付金により補填**することを基本に検討

（継続検討）

- 交付金の算定は、光ファイバの整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、収入費用方式を基本に今後検討
- 固定電話の担当支援区域は都道府県又は市区町村で検討
- 複数の電気通信事業者が電話・ブロードバンドの適格電気通信事業者としての資格を備えうる指定基準を検討

### (1) 役務提供確認手続の確立に向けた検討

- 役務提供確認の運用ルール等の検討のため、NTT東西と総務省が連携して事業者間の連絡調整会議を立ち上げ、令和8年2月6日に初回会合を実施。令和8年5月を目途に、**連絡調整会議における検討状況を報告する予定。**
- あわせて、役務提供確認に係る制度整備に向けて、令和8年5月を目途に、**事務局にて検討の方向性を提示し、御審議いただく予定。**

### (2) 「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化に向けた検討

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」等について、その内容の具体化を図るため「**最終保障提供責務に係るガイドライン（仮称）**」を策定。令和8年5月を目途に、事業者ヒアリング等で示された具体例を基に**事務局にて作成したガイドライン案について、御審議いただく予定。**

<参考（一次答申（案）にて示されたガイドライン規定項目の例）>

- 区域内電気通信事業者が役務提供を拒否できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務提供の開始を拒否できる「特にやむを得ない理由」
- 最終保障電気通信事業者が役務の提供を終了できる「正当な理由」
- 最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力の在り方
- 近隣電気通信事業者が最終保障電気通信事業者への協力を拒否できる「正当な理由」

### (1) 第一種交付金制度の見直し

#### ① 第一種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- ・ 支援区域の単位は「都道府県」又は「市区町村」のいずれを適当とするべきか。 検討に当たっては、モバイル網固定電話がユニバーサルサービスに位置付けられることが適当とされていることも踏まえ、モバイル網固定電話を含む電話の区域別収支の計算方法についても検討することとする。
- ・ 第一種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。

#### ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- ・ 地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。

### (2) 第二種交付金制度の見直し

#### ① 第二種適格電気通信事業者の申請・指定の手続について

- ・ 第二種適格電気通信事業者の指定基準については、サービスの安定的かつ継続的な提供を確保することを求めつつ、複数の電気通信事業者が第一種適格電気通信事業者としての資格を備え得る水準とはどれくらいか。

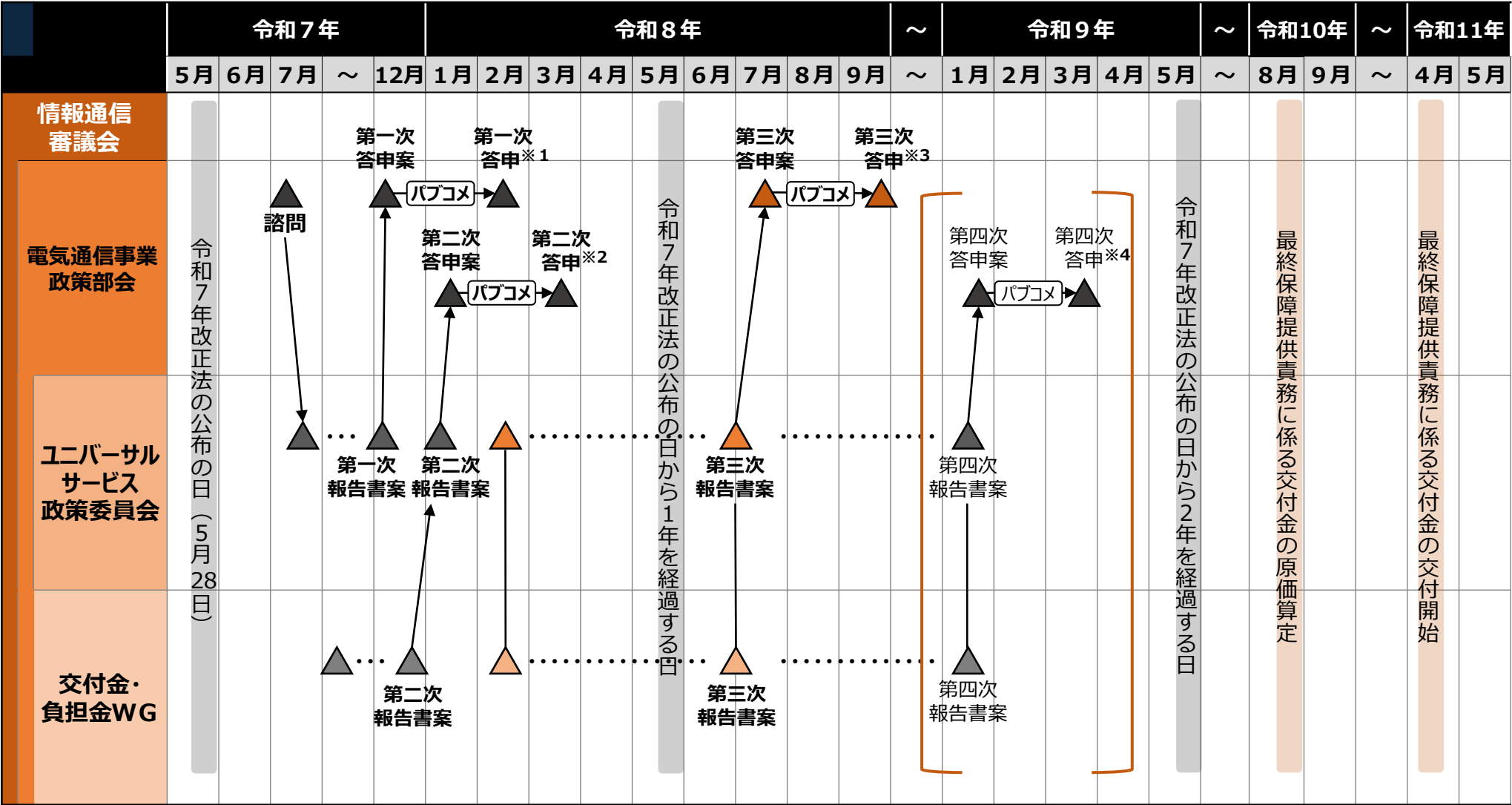
#### ② 地域会社の最終保障提供責務に係る交付金の交付手続について

- ・ 地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において、提供する最終保障電気通信役務に係る交付金交付の手続は、適格電気通信事業者における交付金の交付手続と同様とすることが想定されるが、適格電気通信事業者と同様の手続を定めることとして良いか。

#### ③ 第二種交付金の算定方針について

- ・ 一次答申（案）において、「最終保障電気通信役務の提供に要する費用」については、
  - ①光ファイバ等の整備費（減価償却費）と維持費を対象とし、また「必要十分かつ合理的な水準の額」として、最終保障提供責務の履行に実際に要した費用から実際に得られた収入を差し引いた額（収入費用方式）を基本に検討していくことや、
  - ②最終保障電気通信事業者が「必要な協力」の対価として近隣電気通信事業者に支払うべき料金の額について、合理的な水準であることを求める方向で、交付金制度の詳細設計の中で引き続き検討していくことが適当とされたが、具体的にどのような制度設計とすれば、現行制度と新制度がシームレスな制度となるか。

# 今後の検討スケジュール（想定）



- ※ 1 最終保障提供責務の導入等に向けて速やかに対応が必要なもの 2026年2月目途
- ※ 2 令和7年度以降の電話の交付金の算定方法、災害時用公衆電話の補填の開始に係るもの 2026年3月目途
- ※ 3 最終保障提供責務の導入等に向けて対応が必要なもの 2026年9月目途
- ※ 4 令和4年改正法の施行後3年の施行状況等に関するもの 2027年3月目途

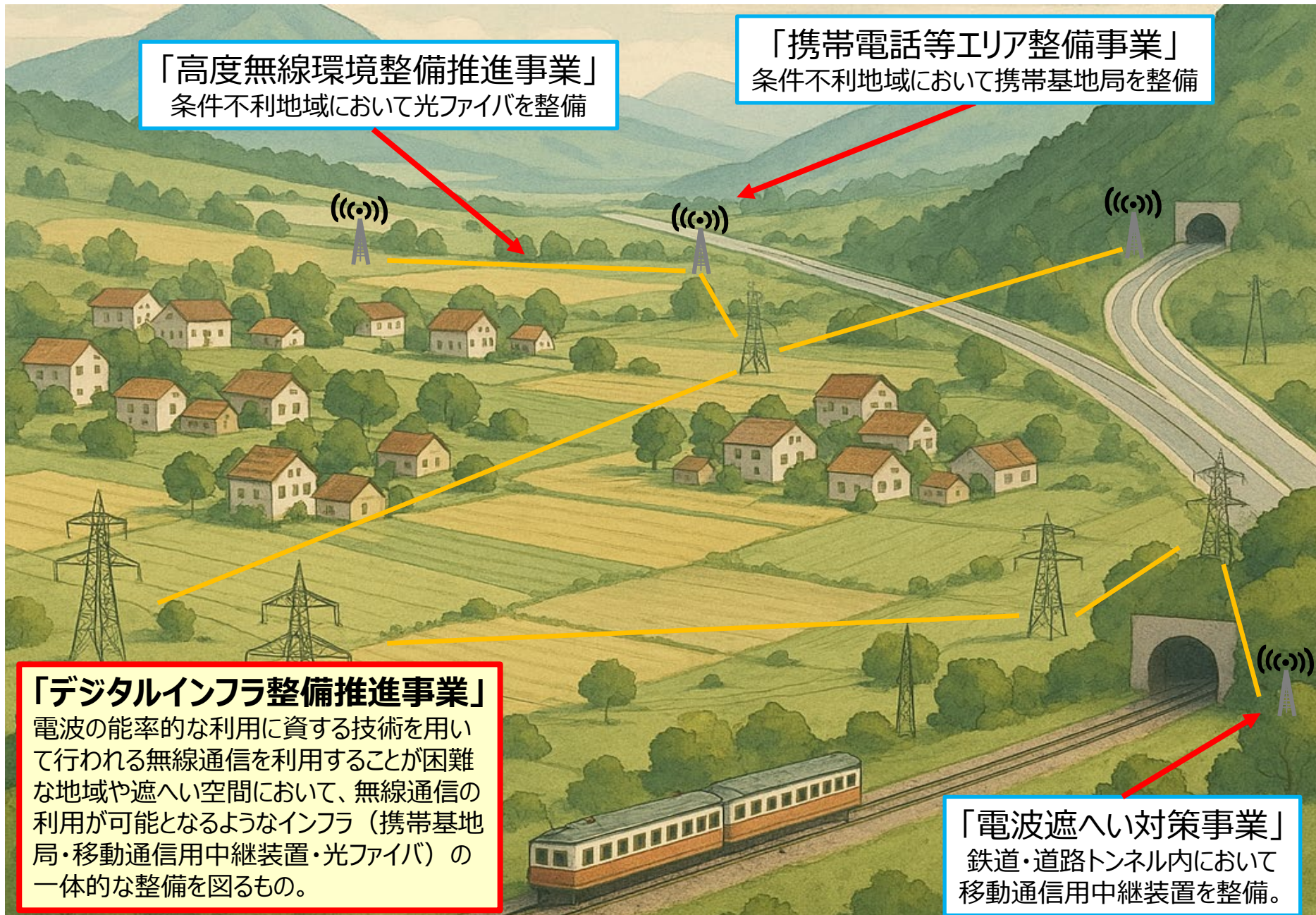


# デジタルインフラ整備推進事業

総合通信基盤局

電気通信事業部 基盤整備促進課

# デジタルインフラ整備推進事業のイメージ



「高度無線環境整備推進事業」  
条件不利地域において光ファイバを整備

「携帯電話等エリア整備事業」  
条件不利地域において携帯基地局を整備

「デジタルインフラ整備推進事業」  
電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域や遮へい空間において、無線通信の利用が可能となるようなインフラ（携帯基地局・移動通信用中継装置・光ファイバ）の一体的な整備を図るもの。

「電波遮へい対策事業」  
鉄道・道路トンネル内において移動通信用中継装置を整備。

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)や遮へい空間において、電気通信事業者(地方公共団体等を含む。)が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

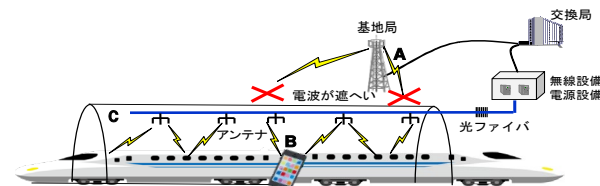
## 携帯電話基地局の整備加速化



### ○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

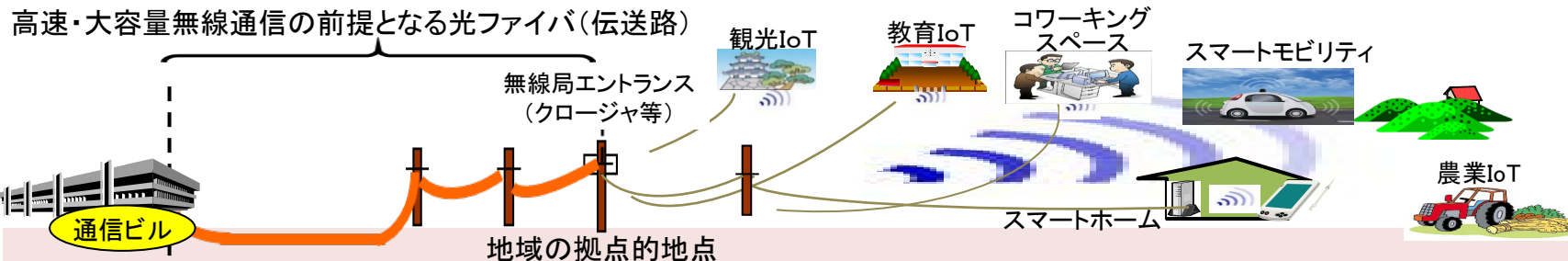
## トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



### ○電波遮へい対策事業

- ・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

## 光ファイバの整備加速化



### ○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費等(離島地域における維持管理費用を含む)の一部を補助

デジタルインフラ整備推進事業 令和8年度予算額 30.0億円 令和7年度補正 31.1億円

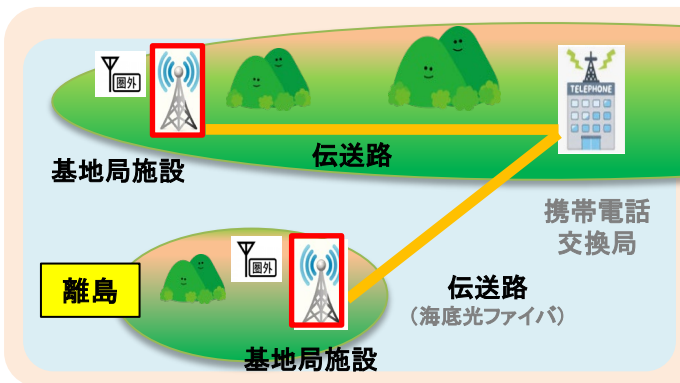
# 携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

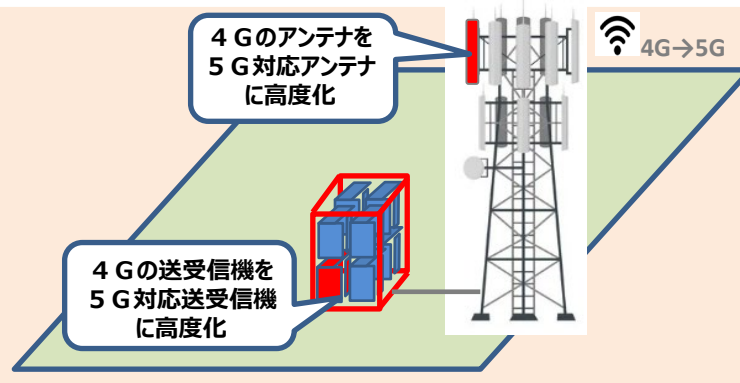
補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	<b>事業主体：地方公共団体</b> ※離島、半島、山村地域の国の補助率は、1社整備3/5、複数社整備3/4 <b>【1社整備】</b> <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村 3/10</td> </tr> </table> <b>【複数社整備】</b> <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村 1/5</td> </tr> </table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	<b>事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等</b> <b>【1社整備】</b> <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> <b>【複数社整備】</b> <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者等 1/3</td> </tr> </table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。  
 ※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

## 基地局施設整備のイメージ



## 高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業  
 (補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

# 電波遮へい対策事業の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

## 施策の概要

- ア 事業主体: 一般社団法人、インフラシェアリング事業者等、地方公共団体(都道府県)  
 イ 対象地域: 鉄道トンネル、道路トンネル(高速道路、国直轄国道、緊急輸送道路 ※)  
 ※緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象  
 ウ 補助対象: 移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)  
 エ 負担割合: (一般社団法人等が事業主体の場合)

### 【鉄道トンネル】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

### 【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

### 【緊急輸送道路の道路トンネル※】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

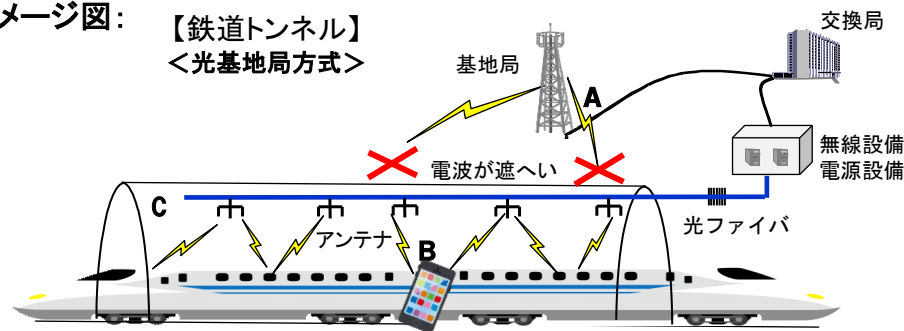
### (地方公共団体が事業主体の場合)

### 【緊急輸送道路の道路トンネル※】

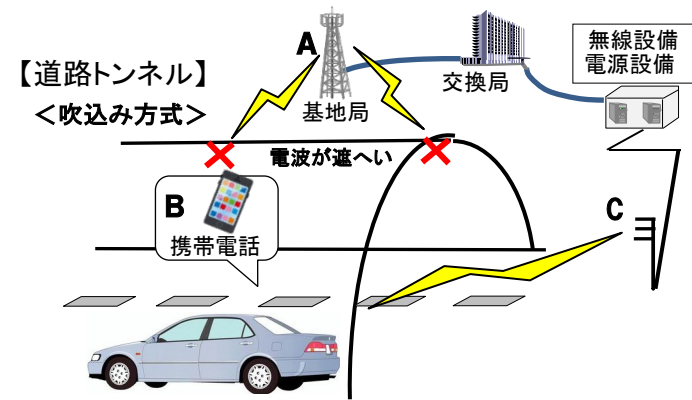
国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

オ: 計画年度: 平成11年～

カ イメージ図: 【鉄道トンネル】  
 <光基地局方式>



【道路トンネル】  
 <吹込み方式>



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。

# 高度無線環境整備推進事業の概要

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、電気通信事業者(地方公共団体等を含む。)が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する公設設備について、民間事業者や第3セクターへ譲渡した上で高度化(5G対応等)を図る場合等に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】\*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

\*光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和8年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ  
 (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3  
 (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、1/2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4  
 (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)  
 (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

## イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



・自治体実施する新規整備事業については、令和8年7月までの申請を受付

離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

ア 申請主体： 離島（※）を有する地方公共団体（都道府県、市町村及びそれらの連携主体）

※離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備（当該離島内の局舎設備を含む。）及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備（両端の陸揚局等の局舎設備を含む。）を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和8年度まで

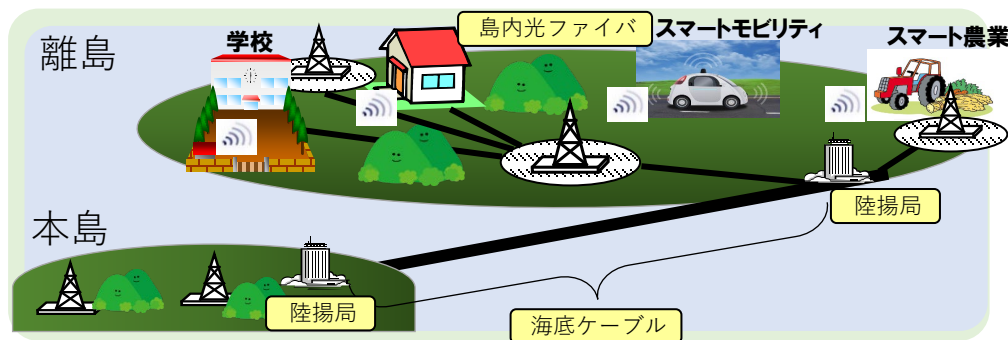
エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額（赤字の場合のみ）

オ 負担割合：

国 1 / 2	地方公共団体（※） 1 / 2
------------	--------------------

※市町村の負担について、特別交付税措置（措置率0.8）が講じられる。

## イメージ図



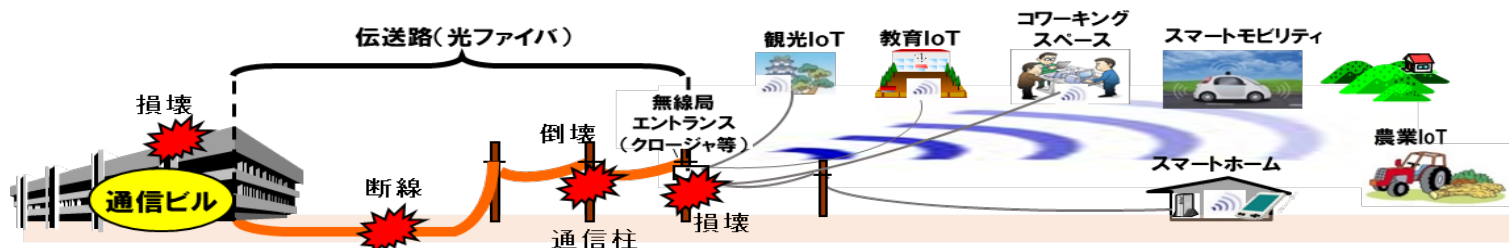
# 災害復旧事業の補助スキームの整理

- 災害復旧事業については、災害時に早期の事業着手を可能とするため、新規整備や高度化などの補助メニューとは別に補助率や補助対象等を定め、あらかじめ当初予算の中に枠を設けて補助を実施してきている。
- これまで、災害の規模を踏まえた補助率嵩上げ・補助対象の拡大を個別協議で行ってきたところだが、さらに迅速な災害復旧事業の実施のため、災害の規模に応じた補助スキームの整理を行った。

## 補助スキームの整理

	一般的な災害の場合	激甚災害の場合
対象の災害	「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じる災害	激甚災害
事業主体	自治体、第三セクター、通信事業者 ※ただし、業務区域の市町村数が10を超えない者が事業主体である場合に限る。	
対象地域	地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島等)	
補助対象	伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等 <small>(参考)これまでは過去に総務省の補助事業で整備したものに限定している。</small>	伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等 ※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備も対象
補助率	1/2 ※離島は2/3	2/3

※ 現行の災害復旧事業スキームにおいて補助率の嵩上げ等を行った能登半島地震については、令和6年1月11日に激甚災害として指定されている(令和6年政令第4号)。



**ご清聴ありがとうございました**

